



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ふ 環 境 保 全

● 発行 ●
平成23年
4月15日

VOL.
86

【特集】

◆(社)岐阜県産業環境保全協会第43回通常総会

【行政ニュース】

◆岐阜県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
補助金について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



特集	(社)岐阜県産業環境保全協会第43回通常総会 …………… 2 平成23年度事業計画書 …………… 5
行政ニュース	岐阜県微量P C B汚染廃電気機器等把握支援事業 補助金について …………… 9 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ……
振興局だより	中部山岳国立公園「乗鞍岳」の適正利用と環境保護 について …………… 12 岐阜県飛騨振興局環境課 ……
シリーズ	わがまちの環境保全と対策 …………… 14 関市長 尾藤義昭 ……
協会だより	〈(社)岐阜県産業環境保全協会〉 理事会の開催(2月15日) …………… 15 委員会の開催(1月25・26日) …………… 15 青年部会の動向 …………… 15 〈(社)全国産業廃棄物連合会〉 第2回全国正会員事務局責任者会議の開催(1月28日) …………… 16 改正廃棄物処理法説明会(1月31日) …………… 16 第13回全国正会員会長・理事長会議の開催(2月25日) …………… 16 〈中部地域協議会〉 第3回専務理事会議の開催(2月21・22日) …………… 16 第2回全体会議の開催(2月28日) …………… 17 東海ブロック農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会(3月17日) …… 17 〈東日本大震災関係〉 「平成23年東北地方太平洋沖地震」支援活動調査 …………… 18 「東日本大震災」災害義援金 …………… 18
お知らせ	平成23年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 …………… 19 岐阜県の人事異動(関係分) …………… 20 岐阜市の人事異動(関係分) …………… 20 許可の有効期限にご注意 …………… 21 協会への入会のおすすめ …………… 22 電子マニフェストシステムの加入申込み方法 + 加入実績 …………… 23 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について …………… 24 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 …………… 25
編集後記	…………… 26

(社)岐阜県産業環境保全協会第43回通常総会

平成23年度事業計画・予算を承認

(社)岐阜県産業環境保全協会の第43回通常総会が、平成23年3月15日(火)に岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において、多数の来賓のご臨席のもと盛大に開催されました。なお、開会に先立ち、「東日本大震災」で犠牲になられた方々を悼み、出席者全員で黙祷が捧げられました。

総会では、坂理事長の挨拶を清水副理事長が代読されました。

理事長挨拶

本日ここに第43回通常総会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、東日本大震災で亡くなられました多くの人々に対し心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に対し哀心よりお見舞いを申し上げます。

被災地域の一日も早い復興を祈念するものであります。

本日は、公私ともにご多忙の中、その上議会開会中にも関わらずご出席を賜りました泰環境生活部次長さん、安田県議会議長さんを始め多くのご来賓をお迎えし、開催することができましたことを心より、厚く御礼申し上げます。

又、会員の皆様には、お仕事のお忙しい中、多数ご出席頂き誠に有り難うございます。

さて、私が今更申し上げるまでもなく、我国の経済は、外需や、政策の需要創出、雇用下支え効果によりやや持ち直して参りましたが、急速な円高の進行や、海外経済の減速懸念等により、昨年の夏以降先行き不透明感が強まってきました。さらに、雇用状況も依然厳しく、秋以降景気は足踏み状況にあると言われております。



第43回通常総会 理事長挨拶

今回の大震災は、この回復途上の日本経済に大きなダメージを与えたのではないのでしょうか。

震災前の政府の発表では、23年度は、世界経済の緩やかな回復が期待されることや、新年度の予算、税制改正、規制・制度改革など新成長戦略の本格実施により、雇用・所得環境が改善され、民間需要が回復するなど、景気は徐々に明るさを増していくと見込んでおりました。

しかし、今回の大震災の影響により、今後の見通しは大きく変更されるものと思われま

す。いずれにいたしましても、中小零細企業の多い我々の業界に景気の明るさが実感できるのは、まだまだ先のことではないのでしょうか。

是非とも、皆様の叡智を結集し、この難局を乗り越えて頂きたいと思うものであります。

また、地球温暖化につきましては、昨年12月にメキシコで開催されたCOP16では、ポスト京都議定書の早期策定を目指す「カンクン合意」が採択されたところであります。

2012年という京都議定書の目標年が近づいているわけですが、我が国の温室効果ガスの削減が思うように進んでいない状況です。

廃棄物処理業界も自主行動計画に基づき削減に取り組んでいるところですが、今後ともこれらの取り組みを強化し、低炭素社会の構築に向け努力する必要があります。

一方、排出事業者による適正な処理の確保や処理施設の維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進などを柱とする改正廃棄物処理法の施行が4月1日に予定されており、これへの的確な対応が求められております。

本日この総会の後に県廃棄物対策課より講師をお迎えし説明会を開催する運びとなっておりますので、多数ご出席頂きたいと思っております。

最後になりましたが本日の総会は、23年度の事業計画並びに予算についてご審議をお願いすることとしております。適切なご議決を賜りたいと思っております。

いずれに致しましても産業環境を保全し、岐阜県産業の活性化を図るという当協会の目的を達成するため適正処理、並びに再利用を一層進め産業の健全な発展に寄与して参る所存であります。

本日ご出席の皆様の一層のご理解ご協力をお願いし、はなはだ簡単ですが御挨拶と致します。

優良事業所・優良従事者の表彰

総会は、理事長挨拶に続いて、平成22年度理事長表彰[優良事業所・優良従事者]の表彰式が行われ、受賞事業所と従事者に、清水副理事長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所と従事者は、次のとおりです。

○優良事業所

丸石株式会社
昭和技研株式会社
株式会社マルダイ

○優良従事者

大村 辰男	株式会社丸大興業	会長
小塚 貞彦	小塚メタル株式会社	代表取締役
伊藤 達夫	有限会社海津リサイクルセンター	代表取締役
澤田 裕二	寿和工業株式会社	常務取締役
井上 由里	寿和工業株式会社	



総会では、理事長表彰に続いて、ご来賓の古田肇岐阜県知事(秦康之環境生活部次長代読)、安田謙三岐阜県議会議長から祝辞を賜りました。岐阜県廃棄物対策課長宗宮正典様、岐阜県不法投棄監視課長野口正人様にも来賓としてご臨席を頂きました。

また、岐阜市長細江茂光様、(社)全国産業廃棄物連合会長石井邦夫様、並びに中部地域協議会長近藤成章様からは、祝電を頂きました。

ご来賓祝辞の後、議事では、有限会社丹羽建材代表取締役丹羽武氏を議長に選出し、第1号議案「平成23年度事業計画について」と第

2号議案「平成23年度予算について」が、慎重に審議され、いずれも原案のとおり承認されました。

議事に引き続いて、事務局から「公益法人制度改革への対応状況について」(8頁参照)報告があり、会場からは特に質問もありませんでした。

改正廃棄物処理法説明会

総会終了後には、「改正廃棄物処理法説明会」を開催しました。

岐阜県環境生活部廃棄物対策課の技術課長補佐太田雅賀氏に講師をお願いし、平成22年度廃棄物処理法令の改正について解説をして



改正廃棄物処理法説明会

頂きました。会場は、約120名の聴講者で埋まり、説明会終了後も個別の質問に応じて頂きました。

優良事業所・優良従事者表彰 受賞者の皆さん



写真前列向かって左から丸大興業大村会長、小塚メタル小塚代表取締役、海津リサイクルセンター伊藤代表取締役、寿和工業澤田常務取締役 写真後列左から丸石(株)〈昭和技研(株)、(株)マルダイ



寿和工業 井上氏

平成23年度 事業計画書

平成23年3月15日(火)に開催された第43回通常総会において、平成23年度事業計画及び予算が審議され、原案のとおり承認されました。

平成23年度における協会の諸事業は、次の基本方針及び事業計画に沿って推進されます。以下に基本方針と事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

地球温暖化問題の深刻化、資源価格の高騰、生態系の危機など環境保全を巡る課題は多くありますが、これらの課題を解決するためには地球の生態系と共生した経済社会を作ることが必要です。このため、循環型社会(3Rによる資源循環)、低炭素社会(温室効果ガス排出量の大幅削減)、自然共生社会(自然の恵みの享受と継承)に向けての総合的な取り組みが求められています。

さて、我が国の経済状況は、昨年下半年以降、政策効果の一巡化による個人消費の減少により踊り場の状態にあります。

しかし本年は、夏頃より景気は自立的な回復軌道に乗り、デフレ圧力も薄らぎ、輸出も、中国を中心とするアジア向けの増加など海外景気の回復が続く増加傾向となると予想されます。生産の拡大や企業収益の改善により内需も持ち直し、雇用・所得の改善も進み、個人消費も回復していくものと予測され、政府の経済見通しでは23年度の実質経済成長率を1.5%程度と2年連続のプラス成長を見込んでいます。我々の業界にも、厳しさが続く中で薄日が差してくることを期待しているところではあります。

また、こうした時期ですので、コンプライアンスに基づいた経営を行い、一層の信頼を築くことが求められておりますし、安全な職場確保のためのリスクアセスメントにも取り組む必要もあります。

本年4月から「廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化」、「廃棄物処理施設の維持管理対策の強化」、「産業廃棄物処理業の優良化の推進」などを中心とした改正廃棄物処理法が施行されることとなっております。法令研修会の実施、協会報、保全協Newsなどによる迅速な情報提供等により、改正法の周知徹底を図って参ります。

公益法人制度改革への対応につきましては、一昨年12月に公益法人制度改革対応検討委員会を設置し、以来、精力的に検討を進めて参りました。その結果、一般社団法人への移行を目標とすることとし、本年秋には移行申請をすることを目的に、公益目的支出計画の策定等の検討を進めております。6月の定期総会時にはお示しすることができると思います。

このほか、人材・優良事業者の育成を図るための教育研修事業の拡充、入会活動の充実を中心とした組織活動の強化などを進め、産

業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目指し、平成23年度も積極的に事業を推進して参ります。

第2 事業計画

平成23年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、事業を効果的・効率的に推進していきます。

1 組織強化事業

- (1) 業界主体の会員構成のもと、引き続き協会の社会的地位の向上と発展を期するため会員の加入促進に努めます。
- (2) 情報化社会に対応するため、情報化事業を積極的に進め、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図ります。
- (3) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2 調査研究事業

社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。

3 教育研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会、講演会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知

識、技術の向上を図ります。

- (2) 産業廃棄物処理技術の多様化・高度化に対応できるよう、会員に対し専門研修会等の案内を積極的に行います。
- (3) 産廃処理の総合専門誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。
- (4) 関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 産廃手帳(2012年版)を会員に配付します。

4 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報、資料等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ、積極的に会員業務の紹介を行います。

5 啓発普及事業

- (1) 県民向けに、産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を深めてもらうように、環境フェア等への協賛、新聞広告等の広報活動を実施します。
- (2) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書を紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。

7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)頒布事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及に努めます。このため、社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。

8 巡回指導・パトロール事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設を巡回指導し、あわせて不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の向上等、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、国及び岐阜県等の行う優良処理施設の認定制度等の情報を積極的に提供します。

10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員等に配付します。
- (2) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員等に配付します。
- (3) 「オリジナル協会カレンダー」を作成し、会員等に配付します。
- (4) 「保全協 News」を随時発行し、関連資料とともに会員等に配付して迅速に情報を提供します。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会・中部

地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、相互の理解と協力を努めます。

- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力をします。

12 表彰等関連事業

- (1) 通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。
- (2) 国、岐阜県及び社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

13 部会活動事業

協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会に交付金を支給する等、部会活動を支援します。

14 電子マニフェスト普及促進事業

国、岐阜県、岐阜市及び財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、普及促進を支援します。

15 産業廃棄物対策基金の運営管理事業

公益法人制度改革を踏まえて、産業廃棄物対策基金を適正に運営管理します。

16 新公益法人制度移行事業

新公益法人制度移行の申請準備を進めます。

〔報 告〕

公益法人制度改革への対応状況について

I これまでの経過

- 1) 「公益法人制度改革対応検討委員会」の設置を決定(H21.12.15 第4回理事会)
総務、研修指導、広報編集、適正処理の各委員会の正副委員長で委員会を構成
- 2) 「第1回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.1.27)
公益法人制度改革に伴う課題の勉強会
- 3) 「第2回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.3.8)
公益社団、一般社団の長所・短所、及び公益目的支出計画対応事業等を検討
- 4) 「第3回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.5.18)
移行法人形態、今後のスケジュールを確認、公益目的支出計画の実施年数等を検討
- 5) 「平成22年度 第1回理事会」開催 (H22.5.25)
一般社団法人への移行を念頭に作業をし、平成23年秋頃の申請を目指すことを承認
- 6) 「第42回通常総会」開催 (H22.6.25)
第1回理事会の承認事項を報告し、「公益法人制度改革の概要」(冊子)を配付
- 7) 「第4回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.7.22)

- 公益目的支出計画の事業内容を検討
- 8) 「第5回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.10.27)
公益目的支出計画の事業内容、及び定款変更案を検討
 - 9) 「第6回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H22.12.6)
公益目的支出計画の事業内容、定款変更案、及び今後のスケジュールを確認
 - 10) 「平成22年度 第3回理事会」開催 (H22.12.15)
公益目的支出計画の事業内容、定款変更案、及び今後のスケジュールを承認
 - 11) 「第7回公益法人制度改革対応検討委員会」開催 (H23.1.26)
一般社団法人移行認可申請時における会計基準等について検討
 - 12) 「平成22年度 第4回理事会」開催 (H23.2.15)
第7回委員会までの検討経過等を報告

II 今後の対応予定

- 1) 事前協議 (平成23年4月～申請時)
公益目的支出計画、定款変更案等について県担当部署と事前に協議
- 2) 第44回通常総会 (平成23年6月)
定款変更案等の必要事項について議決
- 3) 移行認可申請 (平成23年秋頃)
総会の議決、及び事前協議結果を踏まえて申請書を提出



岐阜県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

PCBを使用していないトランス、コンデンサ等の重電機器であっても、平成元年以前に製造されたものを中心として、絶縁油に微量のPCBが混入したものが数多く存在することが明らかになっています。PCBを使用していないものであっても絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき適正に処理しなければなりません。

重電機器等の使用を終える場合は、当該機器の製造者が提供する情報を参考にし、また必要に応じて製造者に確認し、微量PCBの混入の状況を把握してください。製造者への確認等の結果、微量PCBの混入の可能性を完全に否定できなかった場合には、分析業者に依頼するなどして絶縁油中のPCB濃度を測定し、PCBを含有するかどうか確認する必要があります。

また、現在使用しているものについても、将来機器を廃棄することに備え(PCB特措法において、PCB廃棄物は平成28年7月までに処理しなければならないとされています)、あらかじめ対応いただく必要があります。

岐阜県では、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、微量のPCBに汚染されているおそれのある重電機器等のPCB混入状況を把握するための検査にかかる費用について、補助金を交付しています。(但し、平成23年度で終了します。)

使用を終えた重電機器等でPCBの混入状況が明らかでない機器を保管している事業者に加え、平成23年度はPCBの混入状況が明らかでない機器を使用している事業者の方も対象としますので、この機会に補助金を活用してPCB濃度の測定を実施されますよう、ご案内いたします。

申請に必要な様式等は、次のホームページで提供しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/pcb/pcb-hojokin.html>

なお、PCB廃棄物に該当することが判明した場合、PCB特別措置法による保管状況等届出、又は電気事業法、電気関係報告規則による使用届出が必要です。



～ 電気機器の微量PCB汚染の検査に補助を行います ～

岐阜県では、事業者の皆様への負担軽減とポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進のため、微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器のPCB混入状況の把握のための検査にかかる費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助対象事業者

微量のPCBの混入の可能性を完全には否定できないとされる変圧器等の重電機器を岐阜県内で保管又は使用している事業者

平成23年度は、使用中の電気機器の分析も補助対象となります。

2. 補助対象事業

微量PCBが混入しているかを把握するための電気機器の絶縁油の濃度測定

(注)・製造年月、型式等により、高濃度のPCBが含まれることが確実な機器及びPCBの汚染の可能性のない機器は、補助対象となりません。

・次の方法でPCB濃度の測定を行ってください。

(1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法(平成4年厚生省告示第192号)の別表第2に定める方法

(2) 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」(平成22年1月、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に定める方法

3. 補助金の交付額

分析に要した費用の2分の1

(注)・分析に要した費用には、サンプリング費用及び消費税を含みます。

・電気機器1台につき10,000円を交付額の上限とします。

・事業者あたり、1年度に電気機器10台を上限とします。

・平成23年度は1,500台分を予定しておりますが、予算が無くなり次第、終了となります。なお、この事業は平成23年度で終了します。

4. 交付に関する手続き

下記フローの手続きが必要です。補助金交付申請書の受付期間は、平成23年4月11日(月)から平成24年1月31日(火)まで(必着)とします。

(注)・補助金交付申請書の様式第1号(別紙1、2を含む)、補助金事業実績報告書の様式第2号、補助金交付請求書の様式第3号は、下記のホームページで提供します。ホームページから取得できない場合は郵送しますので、お問い合わせください。

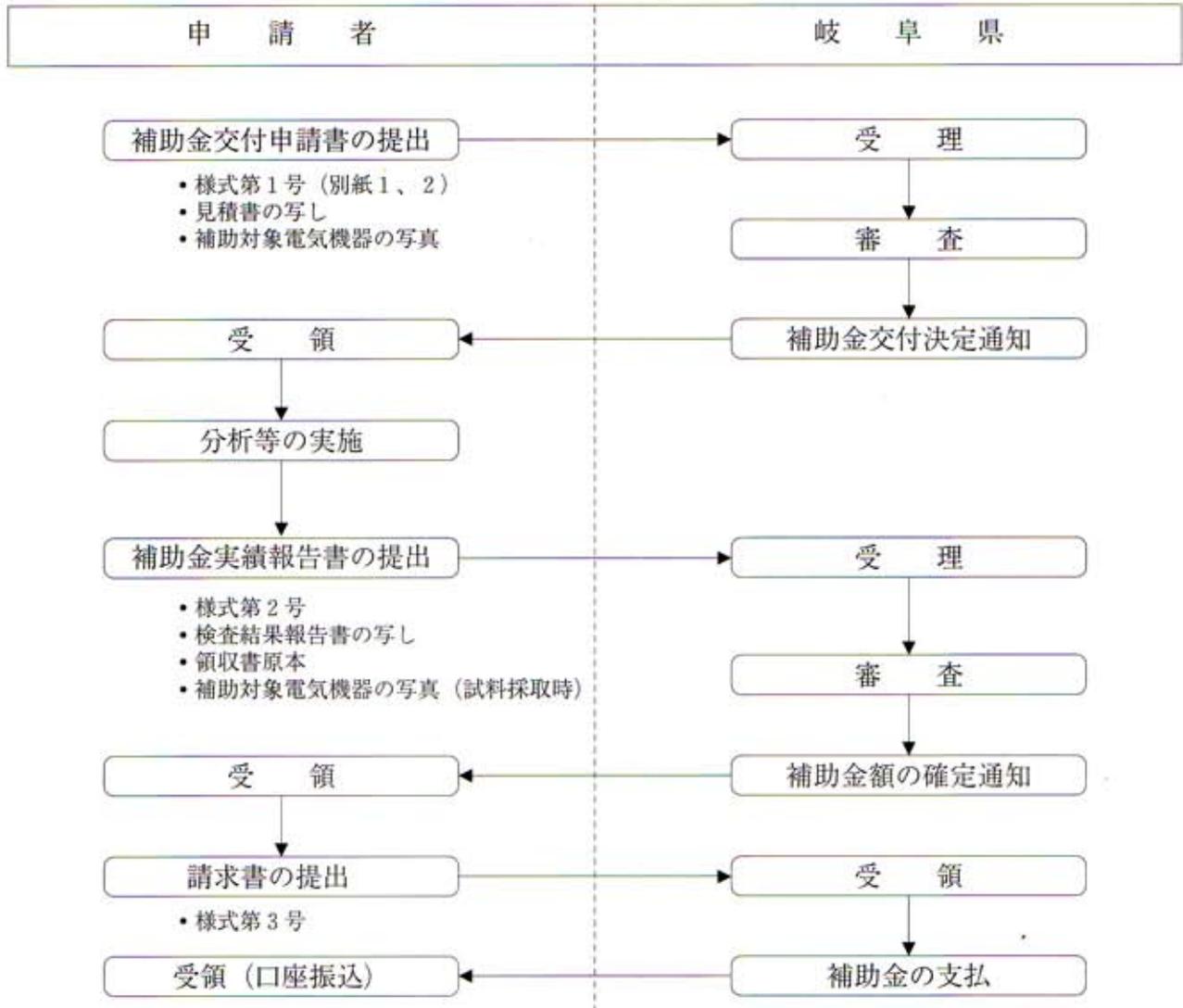
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/pcb/index.html>

・分析及びサンプリングの委託は、補助金の交付決定の通知を受けた後に行ってください。

・交付決定を受けた年度内に分析等を完了する必要があります。

- 補助事業実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。
- 申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定日から15日以内に申し出てください。

〈手続きフロー〉



5. その他

- 分析を発注した際の契約書（検査依頼書）、発注先からの請求書、検査結果報告書は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間、保存が必要です。
- 岐阜市内の事業者の方も、県へ申請していただくことになります。

6. お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県環境生活部廃棄物対策課
 TEL：058-272-8217 e-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

中部山岳国立公園「乗鞍岳」の適正利用と環境保護について

岐阜県飛騨振興局環境課



■ 恵まれた自然と観光開発

東海北陸自動車道から中部縦貫自動車道で高山に向かい、小鳥トンネルを抜けると、真正面に飛騨人のシンボルである壮大な乗鞍岳を見ることが出来ます。乗鞍岳は、最高峰である剣ヶ峰(3026m)をはじめとする23の峰、7つの湖、8つの平原があり、槍ヶ岳、穂高岳とともに中部山岳国立公園に指定されています。乗鞍岳周辺はライチョウなどの希少生物が生息し、多くの高山植物がみられることから特別保護地区として最も厳しい規制が行われています。この乗鞍岳に昭和48年、「乗鞍スカイライン」が開通し、「雲上のドライブウェイ」「日本一の高所を走れる道路」としてピーク時には50数万人が訪れる一大観光地となりました。しかし、自動車の排気ガスや入り込み客の増大が、保護すべき貴重な自然環境に大きな損傷を与える結果になりました。

■ 環境を守るために〈乗鞍環境保全事業〉

平成15年に、乗鞍スカイラインが無料化されることになりましたが、自動車の更なる流入が自然環境に一層の悪影響を及ぼすことが懸念され、地元市村を中心に検討が進められ、無料化後はマイカー規制を実施することになりました。県ではマイカー規制の開始を契機として積極的な環境保全策を実施することとし、その財源を山頂駐車場の利用者に「乗鞍環境保全税」として求めることとしました。この事業は、大気環境調査、植生等影響調査、ライチョウの生息調査などの環境影響評価調査や、環境パトロール員等を設置し、乗鞍岳利用者に対して自然環境保全の解説や指導を行うものです。

■ 事業の効果

乗鞍環境保全事業のこれまでの効果を見てみると、大気環境調査から自動車の排ガスに起因するとされる項目の数値の顕著な改善が示されていますが、植生の回復はゆるやかなものであり、長い年月にわたりダメージを受けた自然環境を回復させるためには、同様に長い年月が必要であると考えさせられます。登山者等のマナーは環境パトロール員等による指導、監視もあり、向上しています。今後も、乗鞍環境保全事業を継続し、乗鞍の自然環境回復の一助になればと考えています。また、乗鞍環境保全事業の他にも、ボランティアによる外来植物駆除や、排気ガスが出



〈登山道のゴミ拾い〉

ない燃料電池自動車や電気自動車の普及啓発のための体験試車会が開催されるなど、よりよい環境保全のための様々な活動も行われています。

■乗鞍岳で、新しい発見を

かつては気軽にマイカーで登れたこの乗鞍岳ですが、現在は環境保全を重視し、乗合バス等でしか上がりません。しかし植生が回復し、ライチョウに会う回数も増えマイカー規制以前とは違う自然豊かな乗鞍岳になっています。雄大な景色と貴重な動植物が感動を与えてくれますので、飛騨にお越しの際にはぜひ乗鞍岳まで足を運ぶことをお勧めします。なお、カメラと防寒具、そして、くれぐれもマナーをお忘れなく。



〈お花畑を散策する利用者〉



〈山頂付近の様子〉

(大気環境状況調査結果比較表)

調査項目	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化窒素	メタン	非メタン炭化水素
単位	[ppm]	[mg/m ³]	[ppm]	[ppm]	[ppmC]	[ppmC]
平成14年度	0.017	0.020	0.012	0.023	1.88	0.19
平成15年度	0.004	0.013	0.007	0.006	1.79	0.08
平成21年度	0.004	0.003	0.004	0.005	1.74	0.05
平成22年度	0.003	0.005	0.003	0.003	1.72	0.04
＜参考＞岐阜県環境白書（高山市石浦町国道41号沿線）						
平成21年度	0.005	0.020	0.008	—	1.85	0.10

(高山植物等の種類数の推移)

標準地番号	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1 種類数	12種	15種	16種	18種	17種	17種	16種	17種	16種
2 種類数	8種	10種	11種	13種	14種	14種	14種	13種	14種
3 種類数	11種	16種	17種	19種	18種	18種	19種	20種	20種
4 種類数	22種	21種	19種	19種	19種	21種	25種	25種	25種
5 種類数	15種	15種	16種	18種	17種	16種	15種	16種	16種
合計	39種	36種	40種	44種	42種	43種	47種	43種	43種

わがまちの環境保全と対策



「人と地球が共生できる安全、
安心で快適なまちづくり」

関市長 尾藤 義昭

満開の桜に彩られ、お囃子の音が響く街のにぎわいにふるさとの魅力を再発見する頃となりました。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正処理を通じて、安全、安心で快適な地域づくりにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜県の中南部に位置し、東西延長が約39km、南北延長が約43km、面積が472.84km²の内陸型工業都市ですが、森林の面積割合は、80%を超えております。気候は、海拔約60mの市中心部では、年平均気温が15.7℃、年平均降水量が約2,000mmで比較的温暖で多雨ですが、海拔1,450mの市内最高峰が存在する板取地域は、寒冷で降雪量も多くなっています。水系は木曾三川の長良川水系に属し、清流長良川、とその支流の板取川、津保川、武儀川が市内を流下しています。

本市は、広大な森林、大小の河川そして田園によって、美しい景観と多様な自然環境が形成され、古くから市民によって大切に維持されてきました。この貴重な自然環境を将来の世代に引き継ぐため、「関市環境基本条例」、「関市環境基本計画」を基本に据え、「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を環境における将来像とし、市民と行政の連携のもとに各種の施策を進めています。

このうち、市民主体の活動としては、毎年5月から7月までの週末ごとに、自治会や各種団体等による市内一斉のごみ拾いや道路側溝、河川の清掃が行われております。リサイクルについても、昭和61年度にカン・ビンの分別収集に着手した後、現在では、食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パック、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、プラスチック容易包装類を対象を拡大し、市民の協力のもとに推進しております。このほか、都市化が進む市街地周辺において、希少動物であるウシモツゴ(県絶滅危惧Ⅰ類)等の魚類やオバエボシガイ(同)等の貝類の保護活動も行われ、大きな成果となっております。

最近では、平成22年6月に本市池尻地区の長良川河畔において、天皇皇后両陛下のご臨席のもとに「第30回全国豊かな海づくり大会」における放流行事が行われ、森林や水環境の保全に対する意識はさらに高まり、市内の長良川河畔に新たな景観を創出する桜並木の造成も始まっています。

末筆となりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様の一層のご活躍を衷心より祈念いたします。

〈社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成22年度第4回理事会が、平成23年2月15日(火)に「ホテルリソル岐阜」で開催されました。

理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(社)全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議(1月28日開催)



第4回理事会

(2) 委員会報告

- ・総務委員会
第3回委員会(1月26日開催)の協議結果
- ・研修指導委員会
第3回委員会(1月25日開催)の協議結果
- ・広報編集委員会
第4回委員会(1月25日開催)の協議結果
- ・適正処理委員会
第3回委員会(1月26日開催)の協議結果
- ・公益法人制度改革対応検討委員会
第7回委員会(1月26日開催)の協議結果

(3) 青年部会報告

- ・第9回役員会(1月26日開催)
- ・講演会及び忘年会(12月15日開催)
- ・中部ブロック協議会

中部4県合同勉強会(静岡市 1月28日開催)

続いて、次の4議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で原案のとおり承認されました。

- 第1号議案 平成23年度事業計画について
- 第2号議案 平成23年度予算について
- 第3号議案 平成22年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について
- 第4号議案 第43回通常総会の開催について

○委員会の開催

平成23年1月25日(火)に、研修指導委員会及び広報編集委員会が、1月26日(水)には、総務委員会及び適正処理委員会が開催され、それぞれ平成23年度委員会事業計画等について協議され原案のとおり承認されました。

公益法人制度改革対応検討委員会も、1月26日(水)に開催され、一般社団法人移行認可申請時における会計基準等について協議が行われました。

○青年部会の動向

- ・第9回役員会(1月26日)
岐阜市内で開催され、8名が参加しました。
- ・講演会及び忘年会(12月15日)
岐阜市内の「ホテル グランヴェール岐山」で開催され28名が参加しました。講演は、さわ経営研究室の澤芳美氏による「『創発』の時代—複眼思考のすすめ—」と題して行われました。
- ・中部4県合同勉強会(1月28日)
静岡市で開催され、岐阜県からは10名

が参加しました。

〈社全国産業廃棄物連合会〉

○第2回全国正会員事務局責任者会議の開催

平成23年1月28日(金)に、(社)全国産業廃棄物連合会と正会員事務局との意見交換を行うことを目的として、第2回全国正会員事務局責任者会議が東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、当協会からは広瀬専務理事と長谷部事務局長が出席をしました。



責任者会議

会議では、次のことについて協議や意見交換が行われました。

- (1) 改正廃棄物処理法政省令について
- (2) 平成23年度事業重点事項について
- (3) 公益法人制度改革に伴う移行認定・認可の状況等について 他

○改正廃棄物処理法説明会

平成23年1月31日(月)に、名古屋市の「ウインクあいち(愛知県産業労働センター)」大ホールで、約600人を集めて「改正廃棄物処理法説明会」が開催され、岐阜県からは170人が参加をしました。改正廃棄物処理法の説明は、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課 湯

本淳氏によって行われました。

○第13回全国正会員会長・理事長会議

平成23年2月25日(金)に、第13回全国正会員会長・理事長会議が、鹿児島市内の「城山観光ホテル」で開催され、当協会からは坂理事長と広瀬専務理事が出席をしました。

会議では、次のことについて協議が行われました。

- (1) 改正廃棄物処理法について
- (2) 平成23年度事業計画重点事項について
- (3) 公益法人制度改革に伴う移行状況について 他

〈中部地域協議会〉

○第3回専務理事会議

平成23年2月21日(月)～22日(火)に、平成22年度中部地域協議会第3回専務理事会議が高山市内の「ホテルフォーシーズン」で開催されました。当協会からは、広瀬専務理事と長谷部事務局長が出席しました。会議に先立ち、21日には飛騨産業(株)の工場で木工家具の製造工程を見学しました。



専務理事会議

会議では、次の議題について協議が行われました。

- (1) 平成23年度中部地域協議会事業計画について
- (2) 平成23年度中部地域協議会収支予算について
- (3) 平成23年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰について
- (4) 各県協会の広報(ホームページ、新聞広告等)について

- (4) 改正廃棄物処理法について
- (5) 全産連及び各県協会との情報交換 他

○東海ブロック農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会

平成23年3月17日(木)に、東海ブロック農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会の現地研修会が、津市の「三重県水産会館」で開催されました。当協会からは、広瀬専務理事が出席をしました。

会議では、次の議題について協議が行われました。

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)の一部改正について
- (2) 農業用使用済みプラスチックから再生マルチシートへの取組
- (3) 事例研究：「ロットが少ないJA間における連携した回収事例」
- (4) 情報提供：「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」 他

○第2回全体会議

平成23年2月28日(月)に、平成22年度中部地域協議会第2回全体会議が、名古屋市内の「ローズコートホテル」で開催され、次の議題について協議が行われました。(社)全国産業廃棄物連合会からは仁井専務理事が参加され、当協会からは、坂理事長、清水副理事長、粥川理事と広瀬専務理事が出席をしました。

- (1) 平成23年度事業計画(案)について
- (2) 平成23年度収支予算書(案)について
- (3) 全産連における「平成23年度活動方針(案)について」

社 名 変 更 の 紹 介

(平成23年1月から平成23年3月までに届出のあった分)

区 分	新 社 名	旧 社 名
正 会 員	(株)丸高商事	丸高商事(有)



〔この度の東日本大震災により被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げます、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り致します。〕

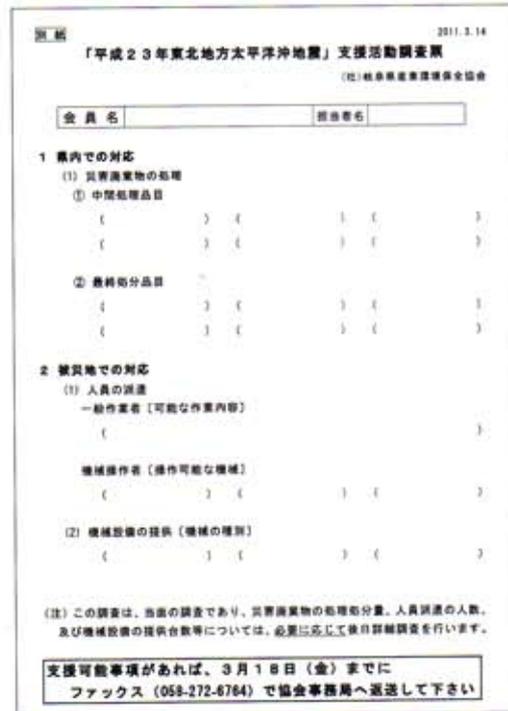
〈「平成23年東北地方太平洋沖地震」支援活動調査〉

協会では、環境省、及び(社)全国産業廃棄物連合会の協力依頼を受け、3月14日に正会員を対象に「平成23年東北地方太平洋沖地震」支援活動調査を実施致しました。多くの会員の方々から可能な支援について回答を頂きました。

調査結果の概略は、次のとおりですが、今後、国県等の要請があれば、今回の調査結果を参考に支援の内容を検討することと致します。(新しい情報等は協会HP等で提供していきます。)

- 1 県内での対応が可能 38会員
- 2 被災地での対応が可能 22会員
- 3 県内・被災地ともに対応が可能 30会員

この他に、他に所属する団体を通じて支援活動を検討中である、との回答も多く寄せられました。



〈「東日本大震災」災害義援金〉

3月15日に開催した第43回通常総会の終了後、出席理事による理事懇談会を開催しました。その場で、協会として100万円の災害義援金を寄託することに決まりました。3月18日に、坂理事長と広瀬専務理事が、中日新聞社会事業団岐阜支部を訪れ、100万円の災害義援金を寄託致しました。



平成23年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成23年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を次のとおりお知らせします。

○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望者される方は、あらかじめ当協会に電話で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書の用紙及び受講の手引きは、当協会又は岐阜県各振興局(事務所)環境課(岐阜市の場合、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・ 特管産廃収運	産廃処分・ 特管産廃処分	
岐阜	9/7～9/8				7/13 10/20		7/14 10/19
静岡	5/18～5/19 10/25～10/26 (24年) 1/24～1/25				7/12 10/27 11/29 (24年) 2/23	12/13～12/14	5/20 7/13 11/30 (24年) 2/24
愛知	6/2～6/3 8/4～8/5 9/21～9/22 12/21～12/22	9/6～9/9	8/24～8/26	(24年) 2/13～2/17	5/12 6/22 9/29 12/1 (24年) 1/12	7/28～7/29	5/13 6/23 9/30 10/31 11/1 12/2 (24年) 1/13
三重	7/21～7/22 12/1～12/2				6/14 9/1	8/2～8/3	6/15 9/2

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

社静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

社愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

社三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の平成23年4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
次長	佐々木信英	総合政策課長	正木秀明	東京事務所長

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	奥田 浩	情報企画課長	宗宮正典	法務・情報公開課長
不法投棄監視監	長谷川泰介	管財課総括管理監	新 設	—
企画調査担当				
課長補佐	新海利之	西濃振興局	大野雅人	東濃振興局環境課長
主査	河田淳司	林政課	堀田広将	岐阜振興局
産業廃棄物担当				
技術課長補佐	安藤英樹	業務水道課	太田雅賀	業務水道課
主任	見吉賢志	下呂土木事務所	伊藤兼吾	多治見土木事務所
監視指導担当（新設）				
課長補佐	谷口高浩	不法投棄監視課	新 設	—
技術課長補佐	森田多賀史	不法投棄監視課	〃	—
主査	高津充寿	警察本部	〃	—
主査	辻 好宏	不法投棄監視課	〃	—
主査	広瀬 力	森林整備課	〃	—
主任技師	川上訓徳	東濃振興局	〃	—

◇環境管理課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	有川幸孝	地球環境課	新 設	—
総括管理監	野村幹也	〃	〃	—

（注）・不法投棄監視課は廃止され、事務は廃棄物対策課監視指導担当に引継がれました。
 ・地球環境課は、環境管理課に改組されました。

岐阜市の人事異動（関係分）

岐阜市の平成23年4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境事業部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	松野正仁	環境事業部次長	片桐 猛	退職
次長	兼山鉄郎	保健所地域保健課長	松野正仁	環境事業部長

◇産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	福井悦男	保健所食品衛生課長	杉山 哲	退職

◇産業廃棄物特別対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	藤嶋義正	産業廃棄物特別対策課管理監	堀野誠夫	退職

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期間間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

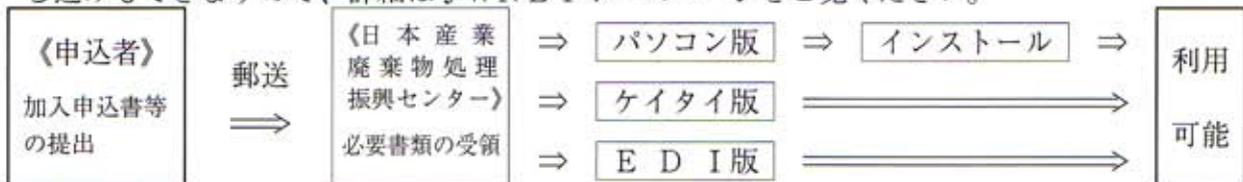
社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12
岐阜県水産会館1F
TEL 058-272-9293
FAX 058-272-6764

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉 —— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はJWNETホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されてきます。なお、インターネット(Web)での申し込みもできますので、詳細はJWNETホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- 収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- 処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年 額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能+2次登録機能の利用	
			A料金	B料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年 額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで12,500円(税抜き)
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

○ 問い合わせ先

• (社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

岐阜県内の加入状況

平成23年3月14日現在

加 入 区 分	加 入 者 数
排 出 事 業 者	2,291
収 集 運 搬 業 者	141
処 分 業 者	82
合 計	2,514

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝祭日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票1箱 (100セット入り) 400円

連続票1ケース(500セット入り) 450円

*詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票(社全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設八団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所

会 社 名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払方法	払込 No
	現金
	整理

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体
その他 ()
(○をつける) 産業廃棄物処理業 (収集運搬業・処分業)

(注) *印の欄は、記入しないでください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清晴

副委員長 山口 繁

天池 孝一 兼 松 誠吾 川 合 秋 男 野々村 清

渡 邊 浩 章

編集顧問

大 野 安 一

編 集 後 記

春爛漫と桜の咲くこの4月は、ほとんどの会社や団体、学校、行政が新しくスタートする、まさに、ヨーイ・ドンの季節であります。

まずは、希望の学校へ入学できた人、望む会社へ入社できた人お目でとうございます。また、そうでない方々も僅かの躓きに気を落とすことなく、将来に夢をもって元気よくスタートされることを切に祈念申し上げます。

当会報も、皆様に負けないようこころ新たに、関係者一同頑張っ参りますので、何卒ご支援、ご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、この編集後記には、筆者がこころに残った金言を「言葉の宝石」として末尾に掲載しておりますが、4月は新年度スタートの月でもありますので、人間の健康についていろいろ提言されている二木謙三先生の「健康十訓」をご紹介しますと思います。これは社会人として新しくスタートされた方々だけでなく、経営者の皆さんにも役立つのではないかと考えます。ご拝読のうえご吟味頂ければ誠に幸甚に存じます。

- 一、食うことを少なくし嚼むことを多くせよ。
- 二、乗ることを少なくし歩くことを多くせよ。
- 三、着ることを少なくし浴びることを多くせよ。
- 四、悶ゆることを少なくし働くことを多くせよ。
- 五、惰けることを少なくし学ぶことを多くせよ。
- 六、語ることを少なくし聞くことを多くせよ。
- 七、怒ることを少なくし笑うことを多くせよ。
- 八、言うことを少なくし行うことを多くせよ。
- 九、取ることを少なくし与えることを多くせよ。
- 十、責めることを少なくし誉めることを多くせよ。

(新みちしるべ「ききかた」より)

記 Y. O

平成23年4月15日発行

第86号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志郎

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>
E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

「環境と経済の両立」の理念のもとに、全国から魅力あふれる環境ビジネスが集結

びわ湖環境 ビジネスメッセ 2011

1998年より毎年開催
13回の確かな実績と成果

昨年度開催実績
びわ湖環境ビジネスメッセ2010 (第13回)

来場者数 **のべ36,580人**
10月20日 10,290人
10月21日 13,280人
10月22日 13,010人

出展者数 **313企業・団体**
500小間

2011年 **10月19日(水)~21日(金)**

会場：**滋賀県立長浜ドーム**

主催：滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会

・滋賀県新産業振興課 〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館2階
TEL077-528-3793 FAX077-528-4876 E-mail info@biwako-messe.com

・社団法人滋賀経済産業協会

出展者 募集中

BtoB に特化し、環境産業の
リーディング展示会として
全国から注目を集めるびわ湖メッセ

3日間で約3万件の商談

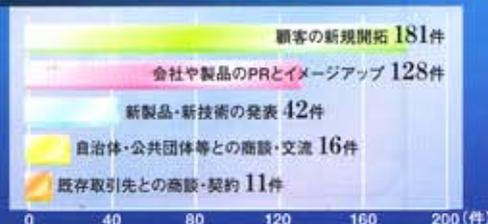
契約の成立または
確実と思える商談 **557件**

今後のセールスにつながる
見込みのある商談 **3,600件**

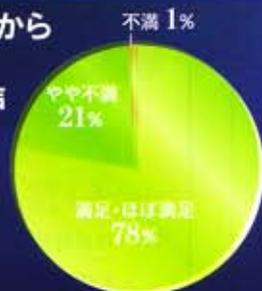
名刺交換など
一般的な相談・商談 **29,885件**

確かな成果が期待できる
出展者満足度の高い展示会

出展の目的は、第1位「顧客の新規開拓」
第2位「会社・製品のPR」



8割近い出展者から
「満足」
「ほぼ満足」の声



新たな技術・製品・サービスを求め、
多分野・多業種に広がる
ビジネス関係者が来場

来場者の8割が企業・官公庁関係者



出展申し込み受付は **6月15日(水)まで**

小間数に限りがありますので
お早目にお申し込み下さい

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

びわ湖メッセ

<http://www.biwako-messe.com>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら
斫木村

■本 社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です

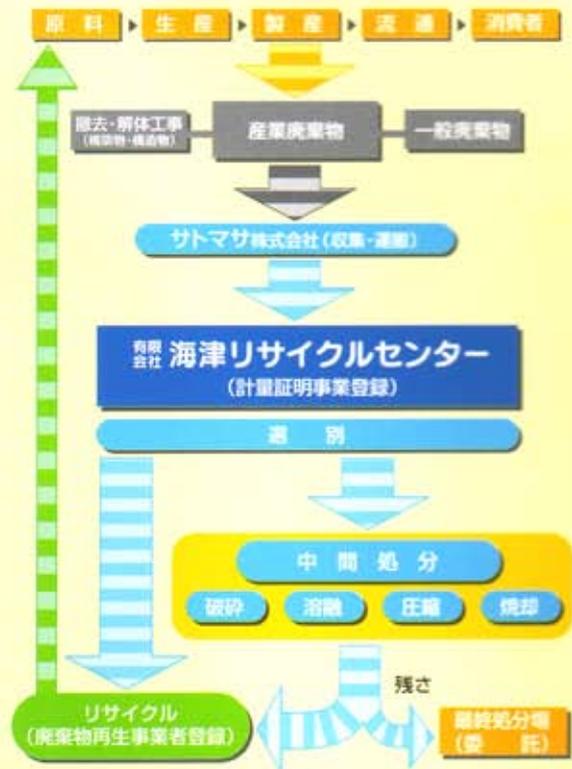


有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 **海津リサイクルセンター**
 〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
 Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
 〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
 Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会